

第3節 土壌汚染

1. 概況

平成15年2月15日、有害物質による土壌汚染を放置すれば人の健康に影響を及ぼすことが懸念されることから、土壌汚染対策法が施行されました。その後見直しがなされ、土壌汚染の状況の把握のための制度の拡充、規制対象区域の分類等による講ずべき措置の内容の明確化及び汚染土壌の適正処理の確保等に関する規定が盛り込まれ、平成22年4月1日、同法が一部改正されました。

改正により、3,000㎡以上の土地の形質の変更を行う場合には届出が義務付けられ、さらに汚染の可能性のある土地については土壌汚染状況調査をしなければなりません。その結果、基準^{※1}に適合しない汚染が見つかった土地については、区域の指定^{※2}を行います。平成28年7月21日、津福本町の一部地域を要措置区域及び形質変更時要措置区域に指定し、平成29年10月11日、要措置区域の指定を解除しました。形質変更時要届出区域の指定については、変更ありません。

2. 現状

表 2-3-1 平成28年度の土壌汚染対策法の施行状況

内 容		件数
・水質汚濁防止法の有害物質使用特定施設廃止時の調査(第3条)		0件
・3,000㎡以上の土地の形質変更の届出対象地の調査(第4条)		0件
・土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがある際の調査(第5条)		0件
・3,000㎡以上の土地の形質変更の届出		13件
・土壌汚染状況調査の猶予申請の事業場 ^{※3} (毎年、土地利用方法の報告義務がある。)	申請	0件
	調査猶予中	3件
区域等の指定件数	要措置区域	1件
	形質変更時要届出区域	1件

※1 揮発性有機化合物、重金属、農薬等の26物質が指定されており、人の健康のリスクを考慮して基準が設定されています。

※2 区域の指定には、健康被害が生ずるおそれがあり汚染の除去等の措置が必要な「要措置区域」と、健康被害が生ずるおそれがなく土地の形質変更の際に届出が必要となる「形質変更時要措置区域」の指定があります。

※3 土壌汚染対策法第3条第1項のただし書きにおいて、有害物質使用特定施設を廃止しても、引き続き、工場・事業場の敷地として利用される場合などは、土壌汚染状況調査が猶予されます。
(調査猶予中：洗濯業、染色整理業、ゴム製品製造業)